

消費者庁・内閣府消費者委員会創設10周年を迎えるにあたって 一層の消費者行政の充実を求めるとともに地方移転に反対する意見書

2019（令和元）年7月10日

東京弁護士会 会長 篠塚 力

第1 意見の趣旨

1 消費者庁・内閣府消費者委員会創設10周年の節目を迎えるにあたって、消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターは、この間の消費者行政の問題点を真摯に検証し、その結果を踏まえて、消費者のさらなる安心・安全な生活を実現するため、消費者行政の強化をするよう求める。

2 消費者庁の司令塔機能を低下させることにつながる消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターの地方移転には反対する。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 消費者庁が2009年9月に創設されてから間もなく10周年を迎える。それまでわが国には産業保護育成を目的とする行政省庁しか存在しなかったが、初めて消費者保護を目的とする行政機関が政府内に置かれたもので、その意義は大きい。

この10年間、消費者庁は、内閣府消費者委員会とも連携しながら、これまで各省庁間に分散していた消費者行政を、それらを統合する司令塔として、総合的に推進する役割を果たすべく業務を行ってきた。適格消費者団体の差止請求の範囲拡大、集団的被害回復訴訟のための消費者裁判手続特例法の制定、消費者教育推進法制定、その他食品表示法の制定、課徴金制度を設ける景品表示法改正、消費者契約法、特定商取引法、消費者安全法の改正など目に見える具体的な成果を上げている。

(2) しかしながら、他方、未だ実現されていない諸課題が山積しているのも事実である。

この10年間の消費者被害の実情を見ると、電話や訪問による詐欺的商法の被害件数は一向に減少せず、預託商法に代表される投資詐欺については、安愚楽牧場被害事件やジャパンライフ被害事件など被害者数や被害額が消費者庁発足前のものよりさらに大規模になっている例さえある。

そこでこうした具体的な課題の解決と、さらなる消費者保護行政の充実のため、上記の趣旨の意見を述べるものである。

2 10周年を迎えての検証の必要性

(1) 消費者庁が未だ不十分な結果しか出せていない点について、早急にその原因と対策を明らかにすべきである。

とくに、高齢者の消費者被害が多発し続ける実態に対し、有効な手だてが取られない原因を早急に解明しなければならない。未曾有のスピードで高齢化が進むわが国において、適切かつ実効的な見守りネットワークの構築、高齢者など判断力の低

下した消費者を保護するためのつけ込み型勧誘についての民事ルールの制定、消費者庁発足後にも大型消費者被害を次々生み出してしまった預託商法の適切な規制など、喫緊の課題がいまだ解決されていない。このように、急速に進む高齢化社会に対応し切れていない実情が浮き彫りとなっていることにつき、原因を明らかにして対策を練るべきである。

(2) 当初僅か200人の職員体制で発足した消費者庁は、現在は360人体制にまで増員されてきたが、しかし、それでも新たに発生する消費者被害に機敏に適切に対応できているとは言い難い状況にある。

新たな政策の企画立案も、対応できる職員の不足から迅速に行えずにいるのが実情である。

また、適切な人材が不足しているために、行政処分等の執行が遅れがちであるとか執行件数が伸び悩んでいるなどの弊害が指摘されている。調査の手法や法解釈について現場の職員が十分な知識経験を有していないと、適切な執行を行うのは難しい。職員の数だけを増やすのではなく、質を向上させることも不可欠である。現在のままでは、職員の研修や育成システムの在り方も不十分である。

今後は、こうした問題点を解決し、実効性のある消費者行政を実現するため、消費者庁、内閣府消費者委員会並びに国民生活センターにおいては、この10年間の活動、組織の在り方等につき真摯に検証を行い、問題点を洗い出す必要がある。

その上で、今後の消費者行政の発展のため、検証結果を十分活用し解決のための具体的な方策を検討していくことが求められる。

当会も、さらなる消費者保護行政の充実のため、それを求めるものである。

3 消費者庁の地方移転への反対

(1) まち・ひと・しごと創生本部は、2016年9月1日付「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（以下「創生本部決定」という。）において、「消費者庁等の移転について」の「基本的考え方」として、「徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィス…を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。」とともに、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。」とした。

その上で、創生本部決定は、「消費者行政新未来創造オフィス」の取組を、「徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行」としても位置づけることとし、「3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。」とした。

そして今、上記の創生本部決定から「3年後」を迎えようとしている中で、徳島県は、消費者庁の全面移転に向けた働きかけを強めている。また、報道によれば、消費者庁の徳島移転の可否について、2019年夏に行われる2020年度予算の概算要求までに結論が出される、とのことである。

(2) 確かに、上記の創生本部決定に基づき、2017年7月24日に消費者行政新未来創造オフィスが設置されて以降、徳島県では、「全国展開を見据えたモデルプロジェクト」として、「社会への扉」を活用した消費者教育授業の実施や見守りネ

ネットワークの構築、公益通報受付窓口、消費者志向経営といった、その普及・推進が全国的に課題となっているものについて、短期間に、他の地域と比較しても高い割合での普及がなされるなどの成果がみられた。

そして、消費者行政新未来創造オフィスが、上記のような実践的取組や実証的な調査・研究の拠点として機能するには、知事の強いリーダーシップの下、徳島県の各部局や関係者等と連携し、積極的な協力が得られたことが、大きく寄与している。

当会としても、これまでのオフィスの各種の取組と、それによって徳島県内に成果がみられたこと、それ自体を否定するものではない。

(3) しかしながら、他方で、徳島県でオフィスの活動を行う上での課題として、消費者庁からは、公共交通機関の本数が少ないか整備されていない地域があること、県外出張の際、長時間の移動に伴う身体的負担が大きいこと、強風等により本州とのアクセスが断たれることがあること、東京の様子や状況が分かりにくいこと等の課題が指摘されている。

消費者庁が、政府全体の消費者保護政策を推進する司令塔機能を果たすとともに、緊急事態にも対処して迅速な企画・立案・実施を行うためには、担当大臣、他の消費者行政を分担する各省庁および国会と同一地域に存在し、日常的に緊密な連絡を取り合うことが不可欠である。このことは、内閣府消費者委員会、国民生活センターも同様である。IT技術を駆使しての会議等も提案されているが、日常的な業務報告等ならともかく、緊急事態を受けて各省庁の利害が対立している場面では、議論・説得には直接の面談の方が優れている。

そして、今後、例えば、今回のオフィスの実践的取組や実証実験の結果、徳島県内で得られた成果を、全国展開していくためにも、中央組織としての東京の消費者庁の各既存の体制・機能を強化していくことこそが求められるというべきであるから、消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターの徳島移転には、やはり、反対せざるを得ない。

また、創生本部決定によれば、オフィスの取組は、「徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行」としても位置づけることとされているが、今後、オフィスの恒常化・規模の拡大により、中央組織としての東京の消費者庁の各既存の体制・機能が損なわれるようなことがあってはならない。

(4) 東京への一極集中を是正し、政府関係機関の地方移転を促進すること、それ自体は地方の活性化に資する政策として評価できるとしても、地方移転に伴い、当該政府関係機関が果たすべき本来の機能が低下することとなっては本末転倒である。

この点、政府関係機関移転に関する有識者会議でも、移転の提案を受け付けないものとして、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関に係る提案、移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案が挙げられていたところ、消費者庁の移転は、まさにそのような受け入れられない提案の典型である。

消費者庁、国民生活センターは、内閣府消費者委員会と連携しながら、多数の省庁に分散している消費者行政を総合的に推進する司令塔として、他の省庁と日常的に連携し、一体となって業務を行うとともに、大規模な食品被害など国民の安心安

全を脅かす事態が生じたときは、官邸と一体となり緊急対応を行う役割を担うものであるから、その性質上、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在することが不可欠である。

当会は、２０１５年１２月１５日、「消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明」を発しており、その立場は現在も堅持されている。

消費者庁、内閣府消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、その機関本来の機能を低下させ、国全体としての大きな損失となるものといわざるを得ないから、当会は、消費者庁、内閣府消費者委員会および国民生活センターの地方移転には反対である。

以 上